

## 令和2年度おいらせ町特別緊急雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により就職が困難な状況にある求職者の生活及び事業活動の安定化を図るため、内定取り消しや解雇又は新型コロナウイルス感染症に起因する離職により今後の収入見込みがない町民を雇用した町内事業所に対し、おいらせ町特別緊急雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内定取消し者 新型コロナウイルス感染症の影響により内定を取り消された者をいう。
- (2) 被解雇者 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇された者をいう。
- (3) 離職者 新型コロナウイルス感染症に起因した事由により離職した者をいう。
- (4) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である者をいう。
- (5) 重度障がい者 障がい者のうち、次に掲げる者をいう。
  - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級の障害のある者
  - イ 療育手帳（愛護手帳）Aである者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に規定する1級の精神障がいを有する者

- (6) 常用労働者 就業期間の定めのない労働者で、かつ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に定める被保険者のうち、雇用保険の被雇用保険者区分が1で、週の勤務時間が30時間以上の者をいう。ただし、障がい者、重度障がい者においては、週の勤務時間が20時間以上とする。

（交付対象）

第3条 奨励金の交付対象となる事業所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) おいらせ町内に事業所を有していること。
- (2) 令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に、内定取消し者、被解雇者及び離職者のうち、申請日時点で町内に住所を有し、かつ、就職後も引き続き町内に住所を有する者を常用労働者として新たに雇用した事業所で、1年以上雇用することが確実であると認められる事業所であること。
- (3) 雇用保険適用の事業所であること。
- (4) 町税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とはしない。

- (1) 当該労働者が当該事業所の後継者と認められる場合
- (2) 当該労働者を雇用する日の前6箇月以内に、当該事業主の都合で従業員を解雇した場合
- (3) 過去に奨励金の対象となった者を雇い入れた場合

（奨励金の額）

第4条 奨励金の交付額は、1人につき月額50,000円とする。ただし

週勤務時間が20時間以上30時間未満の障がい者及び重度障がい者については、1人につき月額30,000円とする。

(奨励金交付対象期間)

第5条 奨励金の交付期間は、新たに内定取消し者、被解雇者及び離職者を雇用した日の翌月から12箇月以内とする。

(奨励金交付申請)

第6条 規則第3条により町長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書 (規則様式第1号)
- (2) 事業計画書 (規則様式第2号)
- (3) 収支予算書 (規則様式第3号)
- (4) 特別緊急雇用奨励金受給資格確認書 (様式第1号)
- (5) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書写し
- (6) 町税に関する納税証明書
- (7) 内定取消し者であることを証明する書類
- (8) 被解雇者であることを証明する書類
- (9) コロナ起因の離職であることを申し立てる書類 (様式第2号)
- (10) 障がいを有することを証明する書類
- (11) 労働契約書または労働条件通知書など雇用を証明する書類
- (12) 新たに常用労働者として雇用した者の住民票
- (13) その他町長が必要と認めた書類

2 前項4号の書類を提出した場合は、第5号及び第12号の書類の提出を省略することができる。

3 前項の申請書の提出期限は常用労働者を雇用した日から起算して3箇月以内 (雇用した日が8月1日以前の場合は11月30日まで) に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第7条 規則第4条により町長に提出された書類を審査した上通知す

る。

(変更申請)

第8条 奨励金交付決定後、常用労働者が自己都合において退職した場合、又は対象月の給与支払額が交付額より下回るときは、規則第8条の規定に基づき、事業変更（廃止）申請書（規則様式第5号）に証明書類を添えて速やかに町長に届出るものとする。この場合、雇用解除日の前月分まで交付し、給与支払額が交付額より下回るときは、当該月の奨励金を交付しないものとする。

(奨励金の交付請求)

第9条 規則第14条による奨励金の請求は、常用労働者を雇用した翌月から起算した最初の6箇月を第1期、次の6箇月を第2期とした各期の経過後15日以内に、それぞれ次の書類を提出するものとする。

- (1) 補助金等請求書（規則様式第10号）
- (2) 交付対象月（各期分）の勤務日数証明書類写し
- (3) 交付対象月（各期分）の賃金支払証明書類写し
- (4) その他町長が必要と認めた書類

(実績報告)

第10条 規則第11条による報告は、補助事業完了後速やかに、次の書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業実績報告書（規則様式第6号）
- (2) 事業費精算書（規則様式第7号）
- (3) 事業実績効果報告書（規則様式第8号）

(交付決定の取消し)

第11条 規則第16条に規定するもののほか、第3条の規定を満たさなくなったとき、又は奨励金交付申請書類に虚偽の記載をしたときは、補助金の全部若しくは一部を取消することができる。

(奨励金の返還)

第12条 規則第17条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、すでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年8月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和3年6月30日までに第7条の規定による交付申請のあった事業所に関しては、令和3年3月31日以降もなおその効力を有する。

(令和2年度おいらせ町特別緊急雇用奨励金交付要綱の廃止)

3 令和2年度おいらせ町特別緊急雇用奨励金交付要綱（令和2年告示第58号）は、廃止する。

様式第1号（第6条関係）

おいらせ町特別緊急雇用奨励金受給資格確認書

年 月 日

おいらせ町長 殿

申請者 所在地  
事業所名  
代表者名 印

対象労働者（本人署名・押印）

署名日	年 月 日	署名日	年 月 日
住 所	おいらせ町	住 所	おいらせ町
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
氏 名	印	氏 名	印

おいらせ町特別緊急雇用奨励金の受給資格について、内容を確認し、下記に記載した事項はすべて事実と相違ありません。

また、標記奨励金の受給資格確認に係る事業所情報、住民基本台帳等の各種調査において、町所管課及び関係機関に照会し、調査することに同意します。

事業所	①従業員数	人
	②上記被雇用者を雇用する前6箇月以内の解雇	有 ・ 無
	③町税（納期到来分）納付状況	完 納 ・ 未 納
	④対象労働者が親族（後継者）	は い ・ いいえ

対象労働者	①氏 名		
	②申請区分	1 内定取消し者	1 内定取消し者
		2 被解雇者	2 被解雇者
		3 離職者	3 離職者
	③障がい	<input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 重度障がい者	<input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 重度障がい者
	④雇 用 日	年 月 日	年 月 日
	⑤雇用保険	加 入 ・ 未加入	加 入 ・ 未加入
	⑥内定取消し、解雇、 離職となった事業所	事業所名	事業所名
所 在		所 在	
⑦内定取消し月、 解雇月、離職月	年 月	年 月	
⑧障がい有無を確認 するもの	手帳（ 号 級）	手帳（ 号 級）	
	備考（ ）	備考（ ）	

様式第2号（第6条関係）

申立書

年 月 日

おいらせ町長 殿

申立人（対象労働者、自署・押印）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、新型コロナウイルス感染症の影響により離職したことに相違ありません。

離職した会社の名称	
離職した会社の所在地	
離職理由（詳細にご記入ください）	